

千葉県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和4年10月12日

千葉市長 神谷俊一

(変更)

	施 術 者		施 術 所		追加年月日
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	島村 寛	(省略)	からだ元気治療院	千葉県八千代市 勝田台北 1-3-16 勝田台 TS ビル 402	令和4年9月12日
変更後			訪問治療院 ノックさん	千葉市花見川区 幕張町 4-633	
	丹下 愛奈士	(省略)	えすぺらんさ マッサージ指 圧院	千葉市稲毛区 六方町 118-19	令和4年10月1日
変更後				千葉市若葉区 西都賀 3-9-2 小山ビル 3F-305	